

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 令和5年5月19日から令和5年7月18日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 九州地方測量部管内
- 事実概要：

公正取引委員会は、九州各県に所在する31箇所の病院が発注した医療事務業務の入札をめぐり、参加業者らが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして株式会社アトルを除き入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社アステムほか5者の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	
番号	商号又は名称	住 所		
1	株式会社アステム 法人番号7320001000415	大分県大分市西大道2丁目3番8号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)
2	株式会社翔葉 法人番号7290001012769	福岡県福岡市博多区山王2丁目3番5号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)
3	九州東邦株式会社 法人番号7330001003045	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4番46号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)
4	富田薬品株式会社 法人番号2330001003264	熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)
5	アルフレッサ株式会社 法人番号3010001027880	東京都千代田区内神田1丁目12番1号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)
6	株式会社アトル 法人番号8290001012719	福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目5番1号	自 至	令和5年 5月19日 令和5年 7月18日 (2ヵ月)